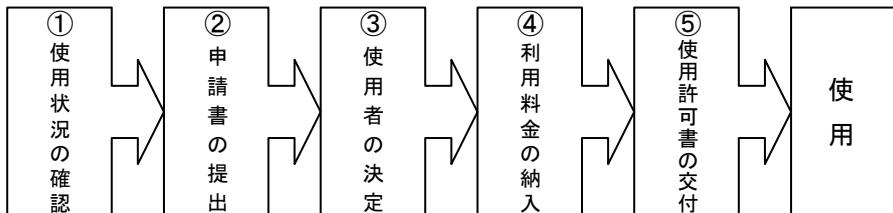


(2014(平成26)年4月1日から)

<ご利用までの流れ>

**① 使用状況の確認**

指定管理者(株)データ管理、電話 0155-67-7868)にお問い合わせの上、使用を希望する日の使用状況を確認してください。

② 使用許可申請書の提出

使用許可申請書にご記入の上、指定管理者に提出(FAX可)してください。

③ 使用者の決定

使用者の決定は原則、先着順です。ただし、受付開始日*に使用希望日が重複した場合は、指定管理者から調整案を提示します。なお、調整が不調に終わった場合は、事業・イベント等の内容を審査し決定いたします。審査による判断が困難な場合は、抽選により決定いたします。

*月の初日が会社休業日の場合は、翌営業日を受付開始日とします。

④ 利用料金の納入

使用者が決定次第、利用料金の納入をお願いいたします(請求書を発行します)。なお、利用料金は原則、前納となります。やむを得ない理由により後納の必要がある場合は、別途お問い合わせください。

⑤ 使用許可書の交付

利用料金の納入が確認でき次第、使用許可書を交付いたします。

お申込みの受付けは1年前から可能です。

●例 2015.10.20に使用したい場合



※下記のいずれかに該当する場合には使用日が属する月の1年6ヶ月前の月の初日から受付いたします。

- (1)市が主催又は共催のイベント等に使用するとき。
- (2)コンベンション事業^{注)}に該当するとき。
- (3)義務教育諸学校が授業として使用するとき。
- (4)教育委員会が主催・共催する行事等で使用するとき。

注)コンベンション事業とは下記の要件を全て満たすものです。

- (1)出展者、参加者の収容範囲が全道規模以上であること。
- (2)北愛国交流広場を利用する期間が5日以上かつイベント開催期間が2日以上に渡ること。
- (3)多目的広場A、B、C、Dのうち2面以上を使用すること。

お申込み・お問い合わせ先

受付時間 9:00~17:00

(土日祝日、12/29~1/3を除く)

北愛国交流広場 指定管理者 株式会社データ管理

〒080-0042 帯広市西12条北5丁目4-49

電話 0155-67-7868 FAX 0155-36-3640